

一般社団法人 東松山市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東松山市観光協会（以下「当法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県東松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、東松山市及び関係団体と連携し、東松山市の自然、景観、文化、歴史、産業、技術、ウォーキングイベントなどの観光資源を活用し、観光の振興を図り、もって地域文化の向上及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する情報の収集・調査・研究
- (2) 観光に関する事業の宣伝及び観光客の誘致
- (3) 観光資源の保護及び開発
- (4) 観光に関するイベントの企画・開催
- (5) 観光施設の管理運営
- (6) 観光に係る団体の支援及び連携
- (7) 観光関連商品の開発・宣伝・販売及び支援
- (8) 観光にかかわる人材の育成
- (9) 旅行業法に基づく旅行業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

2 前項のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長は理事会に入会の報告をしなければならない。

(会費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、社員総会で別に定める額の会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は返納しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号いずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき

(4) 法人が解散し、又は破産手続開始決定を受けたとき

(5) 2年以上会費を滞納したとき

(6) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(7) 暴力団等反社会的勢力に属すると判明したとき

(8) 総社員が同意したとき

(9) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

第4章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 会費の額

(4) 各事業年度の事業報告及び収支決算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 会員の除名

(7) 重要な財産の全部又は一部の処分

(8) 解散及び残余財産の処分

(9) その他総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催す

るほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求を請求することができる。

3 会長は前項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を開催しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(書面による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

(社員総会への報告事項)

第21条 理事は、一般法人法並びに定款に定める事項等について、社員総会へ報告するものとする。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名以上3名以内を副会長とする。

4 会長を一般法人法上の代表理事とし、副会長を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 会長及び業務を執行する理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局職員等の使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条に定める理事若しくは監事の員数が欠けたときは、任期の満了により退任した理事又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としても権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第29条 当法人は、一般法人法第111条第1項の役員賠償責任について、同法に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から同法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第30条 当法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して必要な助言を行う。
- 4 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(種類)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたとき、又は会長以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときには、副会長が招集する。
- 3 理事会の招集通知は、会日の5日前までに理事及び監事に対して発する。
- 4 理事及び監事の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は会長が務める。

- 2 会長に事故があるときには、副会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 会計及び資産

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
(経費)

第40条 当法人の経費は、会費及びその他の収入金をもって充てる。
(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日までに前年度の予算に順次収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 事業計画及び収支予算については、主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。このとき、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面

(4) 当法人の組織運営及び事業活動の状況

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第43条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事総数の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(余剰金の不分配)

第44条 当法人は、余剰金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第51条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、貸借対照表に係る情報の提供は、一般法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第11章 附則

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時の理事及び設立時の監事は次のとおりである。

設立時理事	内山 明夫
設立時理事	伊田 登喜三郎
設立時理事	田中 透
設立時理事	西村 裕
設立時理事	前原 利雄
設立時理事	新井 忠男
設立時理事	仲條 靖子
設立時理事	大島 勤

設立時理事	柳澤 武秀
設立時理事	鹿倉 貞二
設立時理事	松尾 雅章
設立時理事	小川 聡史
設立時監事	橋爪 克好
設立時監事	小川 孝

(設立時社員の氏名、住所)

第53条 当法人の設立時の社員の氏名、住所は次のとおりである。

住所 埼玉県東松山市大字高坂900番地6

氏名 森田 光一

住所 埼玉県東松山市材木町6番17号

氏名 内山 明夫

住所 埼玉県東松山市美原町1丁目11番地6

氏名 伊藤 一久

(最初の事業年度)

第54条 当法人の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人東松山市観光協会設立に際し、設立時社員 森田光一、設立時社員 内山明夫、設立時社員 伊藤一久の定款作成代理人である司法書士 田中聖之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成31年2月1日

設立時社員 森田光一

設立時社員 内山明夫

設立時社員 伊藤一久

以上、設立時社員3名の定款作成代理人

司法書士 田中 聖之